

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次	ページ
選挙管理委員会告示	
○参議院秋田県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任(七八).....	1
○参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者の選任(七九).....	1
○参議院秋田県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時(八〇).....	1
○参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時(八一).....	1
○参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の揭示の順序を定めるくじを行う場所及び日時(八二).....	1
○参議院秋田県選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(八三).....	1
○参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(八四).....	1
○参議院秋田県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時(八五).....	2
○参議院秋田県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(八六).....	2
○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数(八七).....	2
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(八八).....	2
○公職選挙法執行規程の一部を改正する規程(八九).....	2
選挙長告示	
○参議院秋田県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(一).....	16
○参議院秋田県選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時(二).....	16

選挙管理委員会告示

選挙分会長告示

○参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所(一)..... 16

○参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時(二)..... 16

秋選管告示第七十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十九日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同施行令第八十一条第一項の規定により、告示する。

平成十九年七月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 選挙長
秋田市大町四丁目三番四十四号 田 中 伸 一

二 選挙長の職務を代理すべき者
秋田市泉北四丁目十一番三号 柴 田 誠

秋選管告示第七十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同施行令第八十一条第一項の規定により、告示する。

平成十九年七月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 選挙分会長
秋田市山王六丁目十九番十号 小 野 康 雄

二 選挙分会長の職務を代理すべき者
秋田市泉菅野二丁目二番二号 渡 辺 哲 也

秋選管告示第八十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十七条第一項の規定により、平成十九年七月二十九日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により、告示する。

秋選管告示第八十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十七条第一項の規定により、平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により、告示する。

平成十九年七月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁

二 日時 平成十九年八月一日 午前十時

秋選管告示第八十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項の規定による平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の揭示の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成十九年七月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号

二 日時 平成十九年七月十二日 午後六時

秋選管告示第八十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十九条第五項の規定による平成十九年七月二十九日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第五十条第二項の規定により、告示する。

平成十九年七月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号

二 日時 平成十九年七月十四日 午前十時三十分

秋選管告示第八十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十九条第五項の

規定による平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第五十条第二項の規定により、告示する。

平成十九年七月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
一 場所 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県選挙管理委員会事務室

二 日時 平成十九年七月十六日 午後六時三十分

秋選管第八十五号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第六十五号）第十四条第一項の規定による平成十九年七月二十九日執行の参議院秋田県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成十九年七月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
一 場所 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県選挙管理委員会事務室

二 日時 平成十九年七月十二日 午後五時三十分

秋選管告示第八十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条第一項及び同条第二項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二百七十七条第一項の規定による平成十九年七月二十九日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同法第九十六条の規定に基づき、告示する。

平成十九年七月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
候補者一人につき 三六、一一七、二〇〇円

秋選管告示第八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一

を乗じた数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので、告示する。

平成十九年七月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
五十分の一の数 一九、一〇四
三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 二二五、八六一

秋選管告示第八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じた数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので、告示する。

平成十九年七月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
選挙区の別
秋 田 市 九〇、七六一
能代市山本郡 二七、五一六
横 手 市 二八、九四〇
大 館 市 二三、一七三
男 鹿 市 一〇、一三三
湯沢市雄勝郡 二一、三八九
鹿角市鹿角郡 一一、二二二
由利本荘市 二四、七五四
潟 上 市 九、八〇六
大仙市仙北郡 三三、七九七
北秋田市北秋田郡 一一、一五七
にかほ市 七、九三二
仙 北 市 八、九六九
南 秋 田 郡 七、八四三

秋選管告示第八十九号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十九年七月十二日
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
公職選挙執行規程の一部を改正する規程
公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成」を「選挙運動」に改める。

第十条の二第一項及び第十条の三第一項中「又は参議院秋田県選出議員」を、「参議院秋田県選出議員又は知事」に、「又は第二号」を、「第二号又は第三号」に改める。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 選挙運動の公営

第十一条第一項中「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成」を「選挙運動」に、「公営条例第三条の二」を「同条の二」に改め、同条第二項中「公営条例第六条の二」を「同条の二」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 公営条例第八条の規定の適用を受けようとする者は、公営条例第九条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、同条の規定による届出をしなければならない。

第十二条第一項中「又は第二項」を、「第二項又は第三項」に、「第四条第二号口又は第七条」を「第四条第一項第二号口、第七條又は第十條」に改め、同条第三項中「第四条第二号口又は第七條」を「第四条第一項第二号口、第七條又は第十條」に改める。

第十三条第一項中「第四条第二号口」を「第四条第一項第二号口」に、「前条第三項の確認書を」と「前条第三項の確認書を」に改め、同条第二項中「第七條」を「第十條」に、「公営条例第六条」を「公営条例第九条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 候補者は、公営条例第七条の規定による確認を受けた場合には、直ちに前条第三項の確認書を公営条例第六条に規定する有償契約を締結したピラの作成を業とする者（以下「ピラ作成業者」という。）に提出しなければならない。

第十四条第一項中「公営条例」を「公営条例」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「選挙運動用自動車使用証明書」の下に、「ピラ作成証明書」を加え、「及び第十号様式」を、「第十号様式の二及び第十号様式の三」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「ポスター作成業者」を「ポスター作成業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 候補者は、ピラの作成に関する証明書（以下「ピラ作成証明書」という。）をピラ作成業者に提出しなければならない。
第十五条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「当

該」を「、当該」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七条」を「第十条」に、「前条第三項」を「第十二条第三項の確認書及び前条第四項」に改め、「及び第十二条第三項の確認書」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 ビラ作成業者は、公営条例第七条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に第十二条第三項の確認書及び前条第四項のビラ作成証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

第八十条の次に次の一条を加える。

(郵便等による在外投票の投票用紙等を発送する日)

第八十条の二 在外選挙執行規則(平成十一年自治省令第二号)

第二十三条第三号に規定する選挙管理委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 衆議院議員又は参議院議員の法第三十三条の二第二項に規定する再選挙(以下「統一対象再選挙」という。)又は補欠選挙が同項の規定により行われる場合 九月十六日から翌年の三月十五日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の三月十六日、三月十六日からその年の九月十五日までに当該選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の九月十六日

二 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第三十三条の二第三項又は第四項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日又は参議院議員の任期満了の前六十日に当たる日のいずれか遅い日

三 衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙が法第三十三条の二第一項の規定により行われる場合又は参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第五項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日

2 法第三十三条の二第七項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する遅い方の事由」と、同項第二号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第三項又は第四項に規定する遅い方の事由」と、同項第三号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第一項又は第五項に規定する遅い方の事由」とする。

別記第三号様式の三その一の備考に次のように加える。

五 「何何選挙区」は、衆議院小選挙区選出議員選挙及び秋田県議会議員選挙の場合に限って記載するものとする。

別記第七号様式その2を同号様式その3とし、同号様式その1の次に次のように加える。

その2

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので、届け出ます。

年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 秋田県知事選挙
候補者の氏名 ㊟

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人に あつてはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

別記様式八号様式その一中「選挙運動用自動車の使用及びボスタターの作成」や「選挙運動」及び「第4条第2号ロ」や「第4条第1項第2号ロ」における「同様式その一の備考一中「提出すること」や「提出してください」における「同様式その一の備考二中「使用すること」や「使用してください」における「同様式その一の備考三中「記載すること」や「記載してください」における「同様式その二中「選挙運動用自動車の使用及びボスタターの作成」や「選挙運動」及び「第7条」や「第10条」における「同様式その一の備考一中「提出すること」や「提出してください」における「同様式その一の備考二中「使用すること」や「使用してください」における「同様式その一の備考三中「記載すること」や「記載してください」における「同様式その二を同様式その三として、同様式その一の次に次のように加える。

その2

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラの作成枚数につき、秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第7条の規定による確認を受けたいので、申請します。

年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 秋田県知事選挙
候補者の氏名 ㊤

1 契約年月日 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前 回 ま で の 累 積 枚 数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受ける場合に使用してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によつて作成された枚数を含めて記載してください。

別記様式九「選挙運動用自動車の使用及びボスターの作成」や「選挙運動」及び「第4条第2号ロ」や「第4条第1項第2号ロ」及び「確認する」や「確認します」及び「提出すること」や「提出すること」や「添付すること」や「添付していただく」及び「できません」及び「確認する」や「確認します」及び「提出すること」や「提出すること」や「添付すること」や「添付していただく」及び「できません」及び「確認する」や「確認します」及び「提出すること」や「提出すること」や「添付すること」や「添付していただく」及び「できません」に改め、同様式その1の次に次のように加える。

その2

確認番号

ビラ作成枚数確認書

秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第7条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長



1 年 月 日執行 秋田県知事選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。

別記第十号様式の二を同号様式の三とし、同号様式の一の次に次の一様式を加える。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 秋田県知事選挙
候補者の氏名 ㊟

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数

100,000枚+15,000枚×(県内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数-1)

ただし、300,000枚を超える場合には300,000枚
 - (2) 限度額

イ 確認された作成枚数が5万枚以下の場合
7円30銭×当該作成枚数

ロ 確認された作成枚数が5万枚を超える場合
 $\frac{365,000円 + 4円88銭 \times (当該作成枚数 - 5万枚)}{当該作成枚数}$ (1銭未満の端数は、切上げ) × 当該作成枚数

別記第十一号様式その1中「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成」や「選挙運動」に代る、同号様式その2中「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成」や「選挙運動」に代る「第7条」を「第10条」に改め、同号様式その2を同号様式その3とし、同号様式その1の次に次のように加える。

その2

請 求 書
(ビラの作成)

年 月 日

秋田県知事 様

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名 ㊤

秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第7条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 秋田県知事選挙

4 候補者の氏名

5 銀行名、口座名及び口座番号

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 A	枚 数 B	金 額 A×B=C	単 価 D	枚 数 E	金 額 D×E=F	単 価 G	枚 数 H	金 額 G×H=I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 D欄には、次により算出した額を記載してください。
 - (1) 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合
7円30銭
 - (2) 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合

$$\frac{365,000\text{円} + 4\text{円}88\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 5\text{万枚})}{\text{当該作成枚数}} \dots\dots 1\text{銭未満の端数は、切上げ}$$
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

別記第二十四号様式の二その二を次のように改める。

その二 参議院比例代表選出議員の選挙

平成何年何月何日執行 参議院比例代表選出議員選挙
参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名掲示

何市(町)(村)選挙管理委員会

<p>(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名</p>	<p>(ふりがな) 略 称</p>	<p>(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称</p>	

備考

- 一 参議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、公職選挙法第七十五条第三項又は第五項の規定により定まる順序に従い、上から行つてください。
- 二 参議院名簿登載者の氏名の掲載の順序は、公職選挙法第七十五条第四項又は第五項の規定により参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行つてください。
- 三 「参議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「参議院名簿登載者の氏名」については縦書きとしてください。この場合においては、ふりがなを付してください。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

選 挙 長 告 示

選挙長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成十九年七月十二日

参議院秋田県選出議員選挙選挙長 田 中 伸 一

一 平成十九年七月十二日正午前

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁

二 平成十九年七月十二日 正午以後

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室

選挙長告示第二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定に基づき、告示する。

平成十九年七月十二日

参議院秋田県選出議員選挙選挙長 田 中 伸 一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県選挙管理委員会事務室

二 日時 平成十九年七月二十七日 午前九時三十分

選 挙 分 会 長 告 示

選挙分会長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成十九年七月十二日

参議院比例代表選出議員選挙

秋田県選挙分会長 小 野 康 雄

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室

選挙分会長告示第二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定に基づき、告示する。

平成十九年七月十二日

参議院比例代表選出議員選挙

秋田県選挙分会長 小 野 康 雄

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県選挙管理委員会事務室

二 日時 平成十九年七月二十七日 午前九時四十五分

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
Email: matsubara@natsubara-ryu.co.jp

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄